平成２２年（フ）第１２号
神奈川県相模原市橋本７丁目11番２号　セントヒルズ橋本404
債務者　福田　　純
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部
平成２１年（フ）第１０３号
熊本県鹿本郡植木町大字田底812番地
債務者　橋本　和秀
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時40分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係
平成２２年（フ）第１号
熊本県菊池市大琳寺14―１　マンション21盛美102号、住民票上の住所熊本県阿蘇市内牧1383番地
債務者　佐藤　福代
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係
平成２１年（フ）第８８６号
岡山市南区灘崎町宗津690番地
債務者　鈴木　敬人
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第８８７号
岡山市南区灘崎町宗津690番地
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部
平成２２年（フ）第９号
熊本県八代市古城町1784番地　B
債務者　岩本　昭廣
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時
熊本地方裁判所八代支部
平成２１年（フ）第８６５号
静岡県島田市中央町４番の24、旧住所静岡県藤枝市下青島131番地の５
債務者　一言修一郎
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後３時20分
静岡地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第４２８号
大阪府箕面市萱野１丁目２番３号
債務者　藤野　博文
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第４３０号
大阪市東淀川区瑞光１丁目１番18号　津田ビル402号
債務者　設楽　絹枝
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第１３４５号
東京都東久留米市学園町１丁目６－８－202
債務者　田中　淳子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１３７７号
京都府京都市伏見区向島上林町１―62
債務者　菅原　法子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第１４７５号
東京都世田谷区上用賀６丁目15―13　平良方
債務者　伊豆恵美子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（フ）第３０７９号
神奈川県藤沢市長後1072番地の１　サクセスⅠ　102号
債務者　高橋　　実
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第３４９９号
横浜市旭区川島町2005番地４
債務者　漆山トヨ子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第３６６３号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地72―510、住民票上の住所横浜市緑区三保町172番地
債務者　鈴木　　司
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第３６８６号
横浜市青葉区美しが丘１丁目４番地６　美しが丘ルピナス507
債務者　風間　淳子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部